

令和 2 年 7 月 10 日
国土交通省
内閣府

令和元年度 港湾、空港における発注者支援業務の実施状況について

1. 概要

(1) 事業の概要

公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された港湾、空港における発注者支援業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）の規定に基づき、平成 24 年度から単年度又は複数年の契約期間により民間競争入札を実施した。

本年度の実施状況報告においては、令和元年度に業務が完了した、平成 30 年度の複数年（2 ヶ年）及び令和元年度の単年度契約期間で実施した事業について報告するものである。

(2) 対象事業

発注者支援業務 97 件（R1 単年度 40 件 H30 複数年 57 件）

（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）

※組み合わせ業務については、主な業務内容により分類して計上している。

(3) 受託事業者

ア （一財）港湾空港総合技術サービスセンター 51 件（約 53%）

（以下、「SCOPE」という）

イ SCOPE+民間JV 15 件（約 15%）

ウ その他（民間） 31 件（約 32%）

(4) 確保すべき公共サービスの質

確保されるべき対象公共サービスの質と達成水準のモニタリングの方法については、「別紙 1」のとおりであり、業務成績評定に反映することにより評価するものとする。

2. 対象公共サービスの実施内容に関する評価

(1) 対象公共サービスの質についての達成状況

国土交通省が発注した平成23年度に完了した業務の平均総合評定点と、公共サービス改革法による契約手続きを行った今回対象業務の平均総合評定点「別紙2」を比較し、その結果を考察することにより評価するものとした。

評価対象業務の平均総合評定点は、民間競争入札導入前の平成23年度業務の平均総合評定点と比較し、若干の増減はあるものの概ね同等の結果であった。

平成30年度業務に関して特段の問題は報告されていないことから、評価対象業務についても各受託事業者が業務内容、仕様書等を踏まえ、適切に業務が実施されたものと考えている。

なお、すべての評価対象業務は、実施要項において実績と認められる業務成績60点以上であったことから、発注者が求める業務品質は確保されているものとする。

■年度別平均総合評定点

		平成23年度 (単年度)	平成30年度 (2カ年)	令和元年度 (単年度)
発注者 支援	発注補助業務	75.9点	77.8点	77.6点
	技術審査補助業務	77.4点	77.7点	78.8点
	監督補助業務	75.5点	78.1点	77.7点
	品質監視補助及び施工状況確認補助業務	77.2点	77.4点	77.8点
全体		76.4点	77.7点	77.8点

(2) 民間事業者が実施した創意工夫の事例

業務を実施するにあたって、民間事業者から、公共サービスの質の向上のため、取り組むべき業務実施の具体的な方法、業務の質の確保方法等の提案や業務の特性に応じた提案等があったものについてその事例を報告する（令和元年度 調査分のみ記載）。

ア 業務の実施方針に関する提案内容及び実施状況

- ・定期的に管理技術者によるコンプライアンス教育を行い、担当技術者のコンプライアンスへの意識高揚につながった。（監督補助業務）
- ・情報管理に関する講習を年1回実施し、情報管理に対する意識の高揚と技術習得を図った。（監督補助業務）
- ・パソコン等を設置してある事務所の夜間や休日・平日の無人時の管理は警備セキュリティ会社に委託し、データ等の盗難防止及び火災防止を図った。（監督補助業務）
- ・情報セキュリティ担当者が四半期毎にチェックリストに基づき監査を実施し、結果を調査職員へ報告した。（監督補助業務）
- ・対象工事の技術提案履行確認や不可視部分の確認にあたり、事前に把握した実施内容からチェックリスト等を作成し、確認漏れを防止した。（品質監視補助及び施工状況補助業務）
- ・業務用パソコンや外部接続媒体等は最新のウィルス対策、パスワード設定、不要なHP閲覧や不用意なメール開封等禁止の徹底により情報漏洩等を防止した。（監督補助業務）
- ・管理技術者と担当技術者間のテレビ電話による会議によって情報の円滑な伝達と共有のための体制を整えた。（監督補助業務）
- ・「工事帳票管理システム」を活用することで、工事工程、立会予定等について、調査職員、管理・担当技術者間での情報共有が図られ、調査職員からの「立会、段階確認、状況把握」の指示事項に対し迅速・確実に対応することができた。（監督補助業務）
- ・自然災害等の不測の事態や緊急的な要請に対して臨機に対応できるように、担当技術者と

- 同等以上の資格を持つ臨時要員や代替要員を確保した。(監督補助業務)
- ・安全対策の確認を適時実施し、写真を添付した週報を調査職員への報告を行った。(監督補助業務)
- ・施工時において既設構造物の変位や不安定等が懸念される場合、是正案を提案するなど安全対策を行った。(監督補助業務)
- ・振動・騒音や港内汚濁に留意するなど、環境保全についての対策を行った。(監督補助業務)

イ 業務に対する技術提案内容及び実施状況

- ・業務資料作成等に必要なソフトウェア操作方法について、グループウェアやインターネットを活用した業務支援室の指導により業務の迅速化が図られた。(監督補助業務)
- ・過年度の同種業務実績による認識の共通化、当該地区における過年度工事内容の把握、担当技術者としての立場の明確化を目的に、適切で円滑な意思疎通のための教育・指導等を実施した。(監督補助業務)
- ・帳票等の管理は、工事別に作成する「提出書類チェックリスト」を活用することで、迅速かつ確実な設計図書との照合、確認を行い、提出遅れを防止した。(監督補助業務)
- ・業務成果を PC 及び社内サーバーに複数保存しパソコンの故障や災害等によるデータ消失を防止し、またデータの即時復旧を可能とした。(監督補助業務)
- ・業務中 PC に不具合が発生した場合に「本社業務支援室」、本社契約の「サポートセンター」を活用できる体制を整えた。(監督補助業務)
- ・石材搬入時に満載喫水線マークを確認することで、石材運搬船の過積載による事故を防止した。(品質監視補助及び施工状況補助業務)
- ・「数値的な判断や確認が難しい施工体制や安全対策、環境対策」について、漁港、港湾、空港それぞれの工事特性に応じて、現地で臨場確認し報告を行った。(監督補助業務)
- ・釣り客等の港湾来訪者に対する安全対策を確認することで、工事事故を防止した。(監督補助業務)
- ・定期フェリー、貨物船、他工事の作業船の入出港予定、航行ルート of 情報を入手し、作業員に周知されていることを確認することで、安全性を確保した。(監督補助業務)
- ・水深 10m 以上における潜水時間管理において、潜水作業計画書の減圧管理等について確認することで潜水作業の安全を確保した。(品質監視補助及び施工状況補助業務)

3. 実施経費についての評価

本業務は、それぞれの業務毎に実施内容、業務量、実施期間等が異なるため、公共サービス改革法の対象事業と従前事業の経費を直接比較することは技術的に困難であることから、競争性の観点については平均応札者数及び 1 者応札の割合の推移により、経費削減の観点については平均落札率の推移により評価を行うこととした。

(1) 平均応札者数の推移

1 業務あたり平均応札者は、民間競争入札導入前の平成 23 年度に比べ、減少している。

■年度別平均応札者数の推移

		平成23年度 (単年度)	平成30年度 (2カ年)	令和元年度 (単年度)
発注者 支援	発注補助業務	1.0者	1.0者	1.0者
	技術審査補助業務	1.0者	1.0者	1.0者
	監督補助業務	2.3者	1.2者	1.5者
	品質監視補助及び施工状況確認補助業務	1.3者	1.1者	1.0者
全体		1.6者	1.1者	1.3者

(2) 1 者応札割合の推移

評価対象業務全体の 1 者応札の割合は、平成 30 年度発注業務 (2 ヶ年) が 87.7%、令和元年度発注業務 (単年度) が 85.0% となっており、民間競争入札導入前の平成 23 年度業務の 64.5% と比較すると、増加している。

■年度別 1 者応札割合の推移

		平成23年度 (単年度)	平成30年度 (2カ年)	令和元年度 (単年度)
発注者 支援	発注補助業務	100%	100%	100%
	技術審査補助業務	100%	100%	100%
	監督補助業務	34.4%	80.0%	68.4%
	品質監視補助及び施工状況確認補助業務	77.2%	89.7%	100%
全体		64.5%	87.7%	85.0%

(3) 平均落札率の推移

評価対象業務全体の 1 業務当たりの平均落札率は、平成 30 年度発注業務 (2 ヶ年) が 92.5%、令和元年度発注業務 (単年度) が 91.8% となっており、民間競争入札実施前の平成 23 年度業務の 91.6% と同程度である。

■年度別平均落札率の推移

		平成23年度 (単年度)	平成30年度 (2カ年)	令和元年度 (単年度)
発注者 支援	発注補助業務	96.0%	95.3%	95.1%
	技術審査補助業務	98.3%	96.4%	93.6%
	監督補助業務	85.6%	91.4%	89.2%
	品質監視補助及び施工状況確認補助業務	95.5%	92.4%	92.1%
全体		91.6%	92.5%	91.8%

4. まとめ

(1) 評価の総括

本業務の実施において、評価に用いた令和元年度完了業務の業務成績評定点は、民間競争入札実施前とほぼ同等の平均総合評定点であることから、確保されるべき公共サービスの質は、十分達成されているものと考えられる。また、民間事業者の創意工夫により、業務品質の確保が図られている。

競争性の観点については、これまで、入札参加要件の緩和や発注単位の見直し等を行いつつ、民間事業者のノウハウの蓄積につながる取り組みなど、民間企業が参入しやすい環境作りに取り組んできたところであるが、近年の民間事業者の受注量の増加に伴う技術者不足など、建設コンサルタント等業務の取り巻く環境が厳しい中で、民間企業の入札参加状況は足踏みしている傾向が見られる。

(2) 今後の方針

港湾・空港における発注者支援業務等については、平成24年度より単年度又は複数年の契約期間により民間競争入札を実施している。今回の令和元年度業務の評価においても、確保されるべき公共サービスの質は、民間競争入札実施前とほぼ同等の平均総合評定点であることから業務品質の確保が図られている。

競争性については、令和2年度 港湾空港における発注者支援業務の状況をみても改善に向けた要件緩和等の効果が現れつつあると考えることから、今後も民間企業への具合的な要件の緩和等に関するアンケート調査等を実施していくことを考えている。

また、これまで実施してきた各種取組の効果を分析し、来年度の評価審議において事業の総括的な評価を行い、市場化テストの終了を検討する。

【契約相手別の対象公共サービスの実施状況】

(1) 契約状況

評価対象業務の契約状況については、「SCOPE+民間JV」とその他（以下、民間企業（JV含む）という。）の受注割合は、平成30年度、令和元年度でそれぞれ、58%、33%であった。

■契約相手別の受注割合状況

		SCOPE	SCOPE+民間JV		小計	計
			SCOPE+民間JV	民間企業		
発注者 支援業務	R1（単年）	68% (27件)	8% (3件)	25% (10件)	33% (13件)	40件
	H30（2カ年）	42% (24件)	21% (12件)	37% (21件)	58% (33件)	57件
	H23（単年）	52% (73件)	13% (19件)	35% (49件)	48% (68件)	141件

(2) 平均落札率の状況

平均落札率に関しては、民間競争入札実施前と比較し、SCOPE、JVについては、やや減少しているが、民間については増加しており、SCOPEと民間の差が縮まっている傾向が見られる。

■契約相手別の平均落札率

		SCOPE	SCOPE+民間JV	民間企業	計
発注者支 援業務	R1（単年）	93.5%	90.5%	87.5%	91.8%
	H30（2カ年）	94.9%	93.4%	89.3%	92.5%
	H23（単年）	96.0%	96.0%	85.0%	92.0%

(3) 業務実施者別の対象公共サービスの質についての達成状況

本業務は、更なる民間事業者の参入を目的として民間競争入札を実施しており、対象業務について、これまで数多くの業務を受注してきたSCOPEと民間企業の平均総合評定点「別紙3」を比較することにより評価するものとしたが、発注補助業務及び技術審査補助業務については、民間企業（JV含む）の参入が無かったため、サービスの質の比較は出来なかった。

監督補助業務及び品質監視補助及び施工状況確認補助業務については、SCOPEと民間企業（JV含む）の平均評定点に関しては、大きな違いは見られないため、サービスの質の維持は、概ね図られているものとする。

■平成30年度 平均評定点比較

	SCOPE		民間（JV含む）		差	
	①	②	①'	②'	①-①'	②-②'
	H30（2カ年）	R1（単年）	H30（2カ年）	R1（単年）	H30（2カ年）	R1（単年）
発注補助業務	77.8点	77.6点	—	—	—	—
技術審査補助業務	77.7点	78.8点	—	—	—	—
監督補助業務	78.7点	77.9点	77.9点	77.7点	0.8点	0.2点
品質監視補助及び 施工状況確認補助業	78.1点	77.7点	76.9点	78.0点	1.2点	-0.3点

確保されるべき対象公共サービスの質と達成水準のモニタリングの方法

業務名	確保されるべき対象公共サービスの質	達成水準のモニタリングの方法(業務評価)
発注補助業務	<p>(1)積算に必要な現地調査 業務発注担当部署から貸与された設計資料等を参考に現地調査を行い、設計思想、留意事項、及びその他必要事項を十分に把握し、適正に実施すること。</p> <p>(2)工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成 設計資料等及び現地調査を基に、工事発注に必要な図面及び数量総括表(数量計算書)を適正に作成すること。</p> <p>(3)積算根拠資料作成 「港湾請負工事積算基準」等を十分理解し、適正に実施すること。</p> <p>(4)積算システムへの積算データ入力(データリストの作成) 積算資料を基に適正に積算データの入力を行うこと。</p>	<p>(1)業務の執行状況にかかる評価項目</p> <p>1)専門技術力</p> <p>①目的と内容の理解(業務主旨の理解)</p> <p>②的確な履行(法令・技術基準の知識、業務内容についての判断)</p> <p>③業務目的の達成度(必要事項の記載、的確な取りまとめ)</p> <p>2)管理技術力</p> <p>①業務実施体制的的確性</p> <p>②打ち合わせの理解度</p> <p>③指揮系統の迅速性、確実性</p> <p>③取組姿勢(責任感、積極性、倫理観)</p> <p>(2)業務執行上の過失等にかかる評価項目</p> <p>1)業務執行上の過失</p> <p>2)中立性、公平性に係る過失</p> <p>3)守秘性に係る過失</p> <p>4)事故等</p> <p>5)損害賠償</p>
技術審査補助業務	<p>(1)工事発注資料の作成 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。</p> <p>(2)競争参加資格確認申請書等の分析・整理</p> <p>1)現地調査 指定された業務内容を実施し、現地調査における着眼点、調査内容、調査結果が工事特性を整理するための的確なものであること。</p> <p>2)競争参加資格の確認・整理</p> <p>①競争参加資格の確認・整理 指定された業務内容を実施し、競争参加資格確認のための確認項目が網羅され的確に確認されていること。また、確認項目の適否の判断結果について根拠資料を含め明瞭に整理されていること。</p> <p>(3)総合評価項目の分析・整理 指定された業務内容を実施し、工事の入札参加者が提出した競争参加資格確認申請書等について、工事の施工における専門的技術力を発揮するとともに、工事の特性に応じた技術基準等に基づき的確に分析されていること。</p> <p>また、分析した結果について根拠資料を含め明瞭に整理されているとともに、業務発注担当部署が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて確認が必要な事項等についても、同様に明瞭に整理されていること。</p> <p>(4)委員会等の資料の作成 業務発注担当部署が指示した条件に基づき、技術審査会、VE審査委員会及び入札契約手続運営委員会、総合評価技術委員会等の委員会毎に的確で明瞭な基礎資料の作成を行うこと。</p>	<p>(1)業務の執行状況にかかる評価項目</p> <p>1)専門技術力</p> <p>①目的と内容の理解(業務主旨の理解)</p> <p>②的確な履行(法令・技術基準の知識、業務内容についての判断)</p> <p>③業務目的の達成度(必要事項の記載、的確な取りまとめ)</p> <p>2)管理技術力</p> <p>①業務実施体制的的確性</p> <p>②打ち合わせの理解度</p> <p>③指揮系統の迅速性、確実性</p> <p>③取組姿勢(責任感、積極性、倫理観)</p> <p>(2)業務執行上の過失等にかかる評価項目</p> <p>1)業務執行上の過失</p> <p>2)中立性、公平性に係る過失</p> <p>3)守秘性に係る過失</p> <p>4)事故等</p> <p>5)損害賠償</p>
監督補助業務	<p>(1)請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。</p> <p>(2)地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。</p> <p>(3)請負工事の安全対策の確認等 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。</p> <p>(4)その他 業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。また、調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、速やかに対応する体制がとられていること。</p>	<p>(1)業務の執行状況にかかる評価項目</p> <p>1)専門技術力</p> <p>①目的と内容の理解(業務主旨の理解)</p> <p>②的確な履行(法令・技術基準の知識、業務内容についての判断、関係者とのコミュニケーション)</p> <p>③業務目的の達成度(必要事項の記載、的確な取りまとめ)</p> <p>2)管理技術力</p> <p>①業務実施体制的的確性</p> <p>②打ち合わせの理解度</p> <p>③指揮系統の迅速性、確実性</p> <p>③取組姿勢(責任感、積極性、倫理観)</p> <p>(2)業務執行上の過失等にかかる評価項目</p> <p>1)業務執行上の過失</p> <p>2)中立性、公平性に係る過失</p> <p>3)守秘性に係る過失</p> <p>4)事故等</p> <p>5)損害賠償</p>
品質監視補助及び施工状況確認補助業務	<p>(1)請負工事の施工状況の照合等</p> <p>1)業務の実施にあたっては、港湾工事共通仕様書等を十分理解し、適正に実施すること。</p> <p>2)業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。</p> <p>3)業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。</p> <p>4)担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのある他、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。</p> <p>(2)工事検査等への臨場 既済部分検査、完成検査、指定部分検査、段階検査(給付)、段階検査(技術)に臨場すること。</p> <p>(3)その他 業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。また、調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、速やかに対応する体制がとられていること。</p>	<p>(1)業務の執行状況にかかる評価項目</p> <p>1)専門技術力</p> <p>①目的と内容の理解(業務主旨の理解)</p> <p>②的確な履行(法令・技術基準の知識、業務内容についての判断、関係者とのコミュニケーション)</p> <p>③業務目的の達成度(必要事項の記載、的確な取りまとめ)</p> <p>2)管理技術力</p> <p>①業務実施体制的的確性</p> <p>②打ち合わせの理解度</p> <p>③指揮系統の迅速性、確実性</p> <p>③取組姿勢(責任感、積極性、倫理観)</p> <p>(2)業務執行上の過失等にかかる評価項目</p> <p>1)業務執行上の過失</p> <p>2)中立性、公平性に係る過失</p> <p>3)守秘性に係る過失</p> <p>4)事故等</p> <p>5)損害賠償</p>

